

平成 19 年 5 月 15 日

各位

会 社 名 カルチャ・コンピ`ニンス・クラブ` 株式会社
代表者名 代表取締役社長 増田 宗昭
(コード番号 4756 東証 1 部)
問合せ先 取締役 管理本部長 谷田 昌広
電話番号 03 - 5424 - 1381

「内部統制システム構築の基本方針」の見直しについて

当社は、平成 19 年 5 月 15 日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の見直しを決議いたしました。今回の見直しは、コンプライアンス体制の一層の強化を図るため、昨年 5 月 15 日に決議した「内部統制システム構築の基本方針」に、下記のとおり「反社会的勢力との関係遮断」(下線部)を新たに追加するものであります。

なお、本見直し後における「内部統制システム構築の基本方針」の内容は、末尾添付のとおりであります。

記

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

(3)当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

以上

[基本方針]

本決議は、会社法 362 条 5 項に基づき、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの構築において、その基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則 100 条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は、各担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を構築し、維持することを目的とする。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号）

当社は、取締役、従業員を含めた行動の典範として添付のミッション、ビジョン、価値観及び行動規範を定めているとともに、役員を対象とする役員規程を定めており、これらの遵守を図っている。また、代表取締役社長が繰り返し、その精神を役職員に伝えることにより、法令遵守、ミッション、ビジョン、価値観及び行動規範をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。取締役会については取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されており、月 1 回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止している。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、公認会計士、弁護士等を社外監査役に迎えて経営機能に対する監査強化を図っている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、個人情報管理規程等の情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持している。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

リスク管理体制の基礎として、個人情報管理規程、危機事例対応管理規程等のリスク管理規程を定めており、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築している。不測の事態が発生した場合には、原則として社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。また、あわせて、情報セキュリティポリシーを定める。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)**
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、当社の中期経営計画及び年度予算等、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、迅速な対応を可能とすべく取締役会の開催に先立って社内取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行っている。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)**
- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。
 - (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
 - (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく経営会議において報告する。また、内部監査室等が自らの活動の結果を定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
 - (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、危機管理監査室、社内の弁護士又は監査役を直接の情報受領者とする内部通報システムを社内通報規程に基づき運用している。
 - (5) 監査役は、当社の法令順守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- 6 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)**
- (1) 経営管理については、関係会社管理規程を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っている。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
 - (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、経営会議に報告する。当該会議体は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は、取締役会に対して適時適切に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - (3) 当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

7 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役会より、当社及び子会社並びに関係会社の監査役監査の実効性をより高めるには、監査役の職務を直接補助すべき使用人を置くよりも、内部監査室の陣容を充実させる方が効果的であるという提案があったため、現時点では当社では補助使用人を設置しない。但し、今後の法令改正その他社会情勢の変動に応じ、上記使用人の設置の要否については不断の検討を行う。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第3号及び第4号）

(1) 取締役及び使用人は、以下 から の定めに従い、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告している。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告すること。

取締役の不正行為、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実については、都度、当該事実を監査役に報告すること。

内部通報システムにおいて、危機管理監査室及び社内の弁護士に直接通報があった事項については、都度、常勤監査役に内容の報告をすること。

当社の代表電話等及びカスタマー・センターに寄せられたクレーム等で重要なものは、都度或いは毎月、常勤監査役に報告すること。

重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃については、都度、当該事実を監査役に報告すること。

から の他情報管理責任者が重要と判断した事項（当社のみならずグループ企業の重要事項を含む）については、都度、常勤監査役に報告すること。

(2) 上記(1)の報告に基づき、常勤監査役は、必要に応じて監査役会に報告している。

(3) 常勤監査役は、経営会議及び経営会議に相当する会議体に出席している。

(4) グループ企業のうち、重要な子会社には取締役会及び監査役を設置している。

(5) 上記(4)で設置された監査役に対し、会計監査権限だけでなく、業務監査権限も付与している。

(6) 監査役は、内部監査室その他の内部統制に関連する部署と緊密な関係をとっている。

(別紙)

ミッション

私をおもしろくする会社

ビジョン

世界一の企画会社

価値観

自由 約束 プロ 個客中心 信頼 感謝 感性 夢

行動規範

- 一 顧客を一番知っている人間になる。
- 二 顧客の言うことを聞くな、顧客のためになることをなせ。
- 三 顧客に「ありがとう」と言われる仕事をする。
- 四 自分の志で人生をつくり、世界一流になれる仕事の領域をもつ。
- 五 約束は誇りにかけて守る。やり切る。できない約束は悪をつくる。
- 六 その場で決断する。問題をのばすことが問題となる。
- 七 現場・現物・現実の情報を組み合わせる。会社にいるな、世の中にいる。
- 八 好感度人間たれ。好かれなければ情報は集まらない。
- 九 企画、企画、企画。勇気、勇気、勇気。失敗を恐れない。その先に成長がある。
- 十 出を制して、入を図る。

以上を、今日、行動せよ。